

社会福祉法人多度津町社会福祉協議会 役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。

(報酬)

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会又は評議員会に出席したとき、及び監事が定例又は臨時に法人の監査を実施したときは、一日につき2,000円を弁償する。

2 役員等が工事入札、事務引継ぎ及び国または県の指導監査等に立会したときは、1日に付き2,000円を弁償する。

3 役員等が県内で当該職務の研修等に出席又は参加したときは、1日に付き2,000円を弁償する。

4 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。